

豊中市起業家創出事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間事業者・団体による起業家の創出やアントレプレナーシップの養成、起業家等の交流に寄与するイベントの開催に必要な費用等を一部補助することにより、市民のアントレプレナーシップの養成を図るとともに、創業機運の醸成を目的として豊中市（以下「市」という。）が実施する「豊中市起業家創出事業補助金（以下「本補助金」という。）」に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業者とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第一百五十四号）に定める中小企業者。
- (2) ビジネス的事業運営に取り組むNPO等。

(対象者)

第3条 本補助金を申し込むことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年七月十日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者は除く。

- (1) 前条で掲げる事業者該当し、市税に滞納のない者。ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。
- (2) 定款又は会則等を有し、組織的な運営がされている団体であり、その代表者に市税の滞納がない者。ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。

(対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、前条に掲げる者（以下、「対象者」という。）が実施する事業であって、豊中市内で実施される事業とする。

2 前項の事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 補助金交付決定以降に実施されるものであること。
- (2) 補助金交付申込みが行われる年度の市長が定める日までに市への実績報告がされるものであること。
- (3) 起業家の創出やアントレプレナーシップの養成、起業家等の交流を目的として行われる事業であること。
- (4) 広く一般に周知され、原則として参加者に制限が設けられていないこと。

(対象経費)

第5条 補助の対象経費は、前条の事業に要する経費のうち、別表1に規定する経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。

(1) 補助の対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額

(2) 150,000円

2 前各項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる

(補助金交付の申込み)

第7条 補助金交付の申込みは、豊中市起業家創出事業補助金交付申込書(様式第1-1号)に別表2「添付書類一覧」に掲げる添付書類を添えて、指定された期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

2 代表者が同一である団体及び構成員の半数以上が同一である団体は複数の申込を行うことはできない。

3 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助対象者は、第1項の補助金の交付の申込をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申込しなければならない。ただし、申込時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、内容等を審査し、第6条に規定する補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付が適当であると認める場合は、豊中市起業家創出事業補助金交付決定通知書(様式第2-1号)により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、交付が不適當であると認める場合は、補助金の不交付決定を行い、豊中市起業家創出事業補助金不交付決定通知書(様式第2-2号)により申込者に通知するものとする。

(変更の届出)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた申込者(以下「補助対象事業者」)は、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、以下の書類を提出して、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(1) 豊中市起業家創出事業補助金交付変更承認申込書(様式第3-1号)

(2) 豊中市起業家創出事業補助金変更実施計画書(様式第3-2号)

(3) 豊中市起業家創出事業補助金変更予算書(様式第3-3号)

(4) その他市長が定める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、変更承認の可否を決定し、豊中市起業家創出事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに豊中市起業家創出事業補助金実績報告書(様式第5-1号)に別表3に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

2 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助対象者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて、当該報告書等の審査等を行うことにより、調査し適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市起業家創出事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに豊中市起業家創出事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項で定める補助金の額は、第6条に規定する補助金交付決定額を上限とする。ただし、第9条第2項の変更決定を受けた場合は、前段の規定にかかわらず、変更承認通知書の変更交付決定額を上限とする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

(成果の発表)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果について、当該補助対象業者に発表を求めることができる。

(財産の管理・処分・保全等)

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって適切に管理するとともに、取得財産等に係る台帳を整え、保全しておかななければならない。また、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、取得財産の単価が10万円以上の場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)の定めに従い管理しなければならない。

3 取得財産等の管理、及び処分に際し承認が必要な期間は、当該財産の取得日から5年間とする。ただし、取得財産の単価が10万円以上の場合、前項に定める期間とする。

- 4 市長は、補助事業者が、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(決定の取消し)

第16条 市長は、当該補助金の交付決定を受けた申込者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助対象事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 2 補助対象者は、当該事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、補助対象経費の額が減額となる場合、速やかに市長に報告すること。
- 3 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額に相当する補助金の額の全部または一部を本市に返還させることができるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助対象事業者は、前条に規定する補助金の返還を求められたときは、補助金規則第14条の規定を準用するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

(他の補助金等との併用制限)

第19条 申込者が国、府又はその他の公共団体等から、補助の対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する補助金の交付を併用して受けることはできない。

(協力)

第20条 市長は、申込者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(この要綱に定めがない事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(別表1)

補助の対象となる経費は、以下の経費とする。

謝金
会場機材借上料
印刷製本費
広告宣伝費
その他市長が必要と認めた経費

(別表2)

補助金の交付申し込みの添付書類は、以下の書類とする。

豊中市起業家創出事業補助金実施計画書（様式第1-2号）
豊中市起業家創出事業補助金予算書（様式第1-3号）
豊中市起業家創出事業補助金誓約書（様式第1-4号）
消費税等仕入税額控除確認書（様式1-5号）
【事業者】履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）
【団体】定款又は会則その他これらに類するもの
【団体】代表者の本人確認書類
【団体】団体の概要が確認できる書類
【団体】役員名簿
【団体】会員名簿
【団体】事業の実施を承認した総会等の議事録
【団体】活動実績を表す書類（任意）
市税の完納を証する書類（団体の場合は代表者のみ）
その他市長が必要と認める書類

(別表3)

補助金の実績報告のすべての事業に共通する添付書類は、以下の書類とする。

豊中市起業家創出事業補助金実施内容報告書（様式第5-2号）
豊中市起業家創出事業補助金決算書（様式第5-3号）
事業実施の成果が分かる資料
支払いが完了したことがわかる書類
その他市長が必要と認める書類

様式第1-1号

令和 年 () 月 日

豊中市長あて

申込者名 (会社名・団体名)

所在地

代表者名

(担当者名・電話番号:)

豊中市起業家創出事業補助金交付申込書

豊中市起業家創出事業補助金の交付を受けたいので、豊中市起業家創出事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申込みます。

記

1. イベント名称	
2. 補助金対象経費	金 円
3. 補助金交付申込額	金 円
4. 事業の内容	別紙、事業実施計画書及び予算書のとおり

豊中市起業家創出事業補助金実施計画書

<事業内容> 補助金を活用して実施する事業内容と事業効果について	
●イベント名称	
●実施主体名	
●イベント開催日時	
●事業期間 ※事業着手から完了日まで	
●実施会場名・住所	
●実施目的	
●実施内容 ※セミナーや交流会など実施する内容を詳細に記載してください	
●想定する参加者・観客数	
●イベント周知方法・期間	
●期待する事業の効果	

豊中市起業家創出事業補助金予算書

申込者名 _____

1. 収入内訳 (資金調達内訳) (単位: 円)

区 分	予算額	備 考
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

2. 支出内訳 (単位: 円)

区分	対象費目 (※)	予算額	内容 (積算根拠等)
補助対象経費			
合計			

《記入方法》 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、消費税等仕入控除税額を減額してください。

(※) 対象費目: 謝金・会場機材借上料・印刷製本費・広告宣伝費 に分類して記入してください。

(単位: 円)

補助金交付申込額 (1,000 円未満切捨)	金	円
------------------------	---	---

※対象経費の合計に2分の1を乗じて、1,000 円未満を切捨てた金額を記入してください。

(上限15万円)

豊中市長あて

申込者名 (会社名・団体名)

所在地

代表者名

豊中市起業家創出事業補助金に
申込みすることができない者に該当しない旨の申立書

豊中市起業家創出事業補助金の申込みをするに際し、本事業に参加する者（団体又は実行委員会の構成員を含む）が豊中市起業家創出事業補助金交付要綱第3条に定める下記の事項に該当しないことを申し立てます。

なお、万が一、補助金交付決定後に下記事項に該当することが判明した場合は、補助金交付決定が取り消されることを了承します。また、当該取消しに係る補助金が、すでに交付されているときは、それを返還します。

記

- ア. 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者
- イ. 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者
- ウ. 風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む者

消費税等仕入税額控除確認書

年（ 年） 月 日

豊中市長 宛

事業者住所

事業者名

該当する□にチェックを入れてください。

(1) 以下の理由により、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象額に含めて申します。

(以下 (i) ~ (iv)のうち該当するものにチェックしてください)

(i) 消費税法における納税義務者でない。

(ii) 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。

(iii) 簡易課税事業者である。

(iv) (i)~(iii)に該当しないが助成対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

なお、当該事業に係る消費税の一部又は全てについて、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに報告し、消費税に係る補助金相当額を返還します。

また、市長から消費税に係る報告を求められた場合は、速やかに報告をします。

(2) 消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行う予定なので、消費税額を補助対象額に含めずに申します。

様式第2-1号

豊活産第 号
令和 年 (年) 月 日

豊中市起業家創出事業補助金交付決定通知書

申込者名
役職 代表者名 様

豊中市長 長内 繁樹

令和 年 (年) 月 日付けで申込みのありました、豊中市起業家創出事業補助金につきましては、次のとおり決定しましたので、豊中市起業家創出事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市起業家創出事業補助金
イベント名称	
補助金交付決定額	金 円

交付の条件

以下の条件に反した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・事業実施に必要な経費を精査すること。
- ・事業実施後、速やかに豊中市起業家創出事業補助金実績報告書(様式第5-1号)を提出すること。
- ・法令ならびに豊中市起業家創出事業補助金交付要綱及び、これらに基づく市長の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行うこと。

様式第2-2号

豊活産第 号
令和 年 (年) 月 日

豊中市起業家創出事業補助金不交付決定通知書

申込者名
役職 代表者名 様

豊中市長 長内 繁樹

令和 年 (年) 月 日付けで申込みのありました、豊中市起業家創出事業補助金につきましては、次のとおり決定しましたので、豊中市起業家創出事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

豊中市長あて

申込者名 (会社名・団体名)

所在地

代表者名

豊中市起業家創出事業補助金交付変更承認申込書

豊中市起業家創出事業補助金交付要綱第9条第の規定により、令和 年 (年) 月 日付け豊活産第 号で交付決定されました、本補助金に関する事業計画内容の変更を申込みます。

記

1. イベント名称	
2. 補助金対象経費	【変更前】 金 円
	【変更後】 金 円
3. 補助金交付決定額	金 円
4. 変更後交付申込額	金 円
5. 事業の内容	別紙、変更実施計画書及び変更予算書のとおり
6. 変更理由	

豊中市起業家創出事業補助金変更実施計画書

＜事業変更内容＞ ※必須項目以外は変更した場合のみ記載してください	
●イベント名称 ※必須	
●実施主体名 ※必須	
●イベント開催日時	
●事業期間 ※事業着手から完了日まで	
●実施会場名・住所	
●実施目的	
●実施内容 ※セミナーや交流会など実施する内容を詳細に記載してください	
●想定する参加者・観客数	
●イベント周知方法・期間	
●期待する事業の効果	

豊中市起業家創出事業補助金変更予算書

申込者名 (グループ名・団体名・実行委員会名)

1. 収入内訳 (資金調達内訳) (単位:円)

区 分	予算額		備 考
	変更前	変更後	
補 助 金			
自 己 資 金			
合 計			

2. 支出内訳 (単位:円)

区分	対象費目 (※)	予算額		内容 (積算根拠等)
		変更前	変更後	
補助対象経費				
合計				

《記入方法》 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、消費税等仕入控除税額を減額してください。

(※) 対象費目: 謝金・会場機材借上料・印刷製本費・広告宣伝費 に分類して記入してください。

補助金交付申込額 (1,000円未満切捨)	金	円
-----------------------	---	---

※対象経費の合計に2分の1を乗じて、1,000円未満を切捨てた金額を記入してください。

(上限15万円)

申込者名
役職 代表者名 様

豊中市長 長内 繁樹

豊中市起業家創出事業補助金変更承認通知書

令和 年 (年) 月 日付け豊活産第 号で交付決定しました、豊中市起業家創出事業補助金につきまして、豊中市起業家創出事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので通知します。

記

1. イベント名称	
2. 補助金交付決定額	金 円
3. 変更後交付決定額	金 円
4. 減少額	金 円

交付の条件

以下の条件に反した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・ 事業実施に必要な経費を精査すること。
- ・ 事業実施後、速やかに豊中市起業家創出事業補助金実績報告書（様式第5-1号）を提出すること。
- ・ 法令ならびに豊中市起業家創出事業補助金交付要綱及び、これらに基づく市長の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行うこと。

豊中市長あて

申込者名 (会社名・団体名)

所在地

代表者名

(担当者名・電話番号:)

豊中市起業家創出事業補助金実績報告書

令和 年 (年) 月 日付けで申込み、令和 年 (年) 月 日付け豊活産第 号
で交付決定されました、対象事業に係る実施状況を豊中市起業家創出事業補助金交付要綱第10条の規定
に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. イベント名称	
2. 補助金交付決定額	金 円
3. 補助金対象経費	金 円
4. 補助金決算額	金 円
5. 事業の内容	別紙、決算書及び内容報告書のとおり

豊中市起業家創出事業補助金実施内容報告書

<事業内容> 補助金を活用して実施した事業内容と事業効果について記入してください	
●イベント名称	
●実施主体名	
●イベント開催日時	
●事業期間 ※事業着手から完了日まで	
●実施会場名・住所	
●実施目的 ※申込書と同じ内容を記載してください	
●実施した内容 ※セミナーや交流会など実施した内容を詳細に記載してください	
●参加者・観客数 ※複数日開催の場合、日ごとに記載してください	
●イベント周知方法・期間	
●事業効果 ※事業を実施したことによる効果や成果を詳細に記載してください。また、アンケート等を実施している場合、回答結果も記載してください	

豊中市起業家創出事業補助金決算書

申込者名 (会社名・団体名)

1. 収入内訳 (資金調達内訳)

(単位:円)

区 分	決算額	備 考
補 助 金		
自 己 資 金		
合 計		

2. 支出内訳

(単位:円)

区分	対象費目 (※)	決算額	内容 (積算根拠等)
補助対象経費			
合計			

《記入方法》 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、消費税等仕入控除税額を減額してください。

(※) 対象費目: 謝金・会場機材借上料・印刷製本費・広告宣伝費 に分類して記入してください。

補助金決算額 (1,000円未満切捨)	金	円
---------------------	---	---

※対象経費の合計に2分の1を乗じて、1,000円未満を切捨てた金額を記入してください。

(上限15万円)

様式第6号

豊活産第 号
令和 年 (年) 月 日

申込者名
役職 代表者名 様

豊中市長 長内 繁樹

豊中市起業家創出事業補助金交付確定通知書

令和 年 (年) 月 日付け豊活産第 号で交付決定しました、豊中市売上アップ補助金の交付額は以下のとおり確定しましたので、豊中市起業家創出事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. イベント名称	
2. 補助金交付決定額	金 円
3. 補助金交付確定額	金 円
4. 減少額	金 円

豊中市長あて

<申込者名> (会社名・団体名)

<所在地>

<代表者名> (法人の場合は、法人名及び代表者名を記入)

<電話番号>

豊中市起業家創出事業補助金交付請求書

豊中市起業家創出事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

金 円也

ただし、令和 年 () 月 日付け豊活産第 号に基づく補助金

なお、上記補助金について下記のとおり振込みを依頼します。

口座振替依頼書

振込先金融機関名	支店
預金種別	当座・普通預金
振込口座番号	NO.
ふりがな	
口座名義	

様式第8号

豊活産第 号
令和 年 (年) 月 日

豊中市起業家創出事業補助金取消決定通知書

申込者名
役職 代表者名 様

豊中市長 長内 繁樹

令和 年 (年) 月 日付けで交付決定しました、豊中市起業家創出事業補助金につきましては、豊中市起業家創出事業補助金交付要綱第16条の規定により、以下のとおり決定しましたので通知します。

記

取消決定の理由